

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二番三十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）ギガケーズデンキ株式会社

（変更後）株式会社ケーズホールディングス

大規模小売店舗の名称

（変更前）ケーズデンキ新座パワフル館

（変更後）ケーズデンキ新座店

ハ 変更年月日

平成十九年二月二十八日外

二 届出年月日

平成二十三年五月十一日

二 縦覧期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月二十日から平成二十三年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課